# 東急でんき重要事項説明

東急パワーサプライ

下記の事項を必ずお読みいただき、お申込みください

## 1. 電気需給契約のお申込みについて

・お客さまが、新たに株式会社東急パワーサプライ（以下「当社」といいます）と電気需給契約の締結を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款【低圧】、適用を希望される契約種別の料金定義書、東急でんき重要事項説明（本書面）、（販売代理事業者にて契約され該当する場合）販売代理事業者の定める規約等、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」という）が定める託送供給等約款およびその他供給条件等（以下「託送約款等」という）におけるお客さまに関する事項を承諾のうえ、当社指定の様式または当社Webサイト、お電話等によりお申込みをいただきます。電気需給約款【低圧】、料金定義書は、当社Webサイト（https://www.tokyu-ps.co.jp/home/denkigas/contract/）でご確認いただけます。また、託送約款等は当該一般送配電事業者等のホームページでご確認ください。

## 2. 電磁的交付について

・当社は、電気需給約款【低圧】、料金定義書、各種説明書（これらの変更を含みます）、各種案内、契約内容、取引履歴等の内容を、書面の交付（郵送）に代え、当社ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法により、お客さまに交付します。お客さまは、電磁的交付によることを承諾していただきます。

・お客さまは、契約更新、契約変更時における契約内容の説明および電磁的交付の内容について、次の事項を承諾するものといたします。

(1) 電気需給契約を更新するとき

①供給条件の説明を行う場合

更新後の契約期間についてお客さま専用Webサイト（マイページ）に掲載する方法をもって説明し、お客さまへ個別の電磁的交付を行わないこと

②契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容

当社の名称および住所、契約年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号

(2) 電気需給約款等を変更するとき（(3)に定める場合を除く）

①供給条件の説明および契約締結前の電磁的交付を行う場合　当該変更をしようとする事項のみとすること

②契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容

当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号

(3) 電気需給約款等を変更するときであって、法令改廃に伴う形式的な変更等の実質的内容を伴わない内容である場合

①供給条件の説明を行う場合　当社ホームページに掲載する方法をもって説明すること

②契約締結後の電磁的交付　これを行わないこと

## 3. 電気需給契約の成立および契約期間について

・電気需給契約は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

・契約期間は電気需給契約が成立した日から、供給開始日が属する年度（4月1日～3月31日）の末日までとします。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまま たは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は契約期間終了後も1年毎に同一条件で継続されるものとします。

## 4. 供給開始時期について

・原則として、以下のいずれかに該当する日より供給を開始いたします。

①現在ご契約中の小売電気事業者より切替えを行う場合は、当社にてお申込みを受付けた日から供給準備に必要な手続きを経たのち、速やかに供給を開始いたします。手続きが完了し次第、供給開始予定日を改めて通知いたします。

ただし、手続きの都合等により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合や、お知らせした供給開始予定日が変更になる場合があります。

②転居等で新たに電気需給契約をお申込みいただく場合は、お客さまのご希望日より供給を開始いたします。

・天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始予定日に供給を開始することができないことが明らかになった場合には、お客さまに速やかにお知らせし、お客さまと協議のうえ、新たに供給開始予定日を定めて電気を供給いたします。

・供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

## 5. 電気の需給に関するお客さまご協力のお願い

・電気の需給にあたり、当該一般送配電事業者等が定める託送約款等に規定された以下の事項を遵守していただきます。

それに伴い、当社もしくは当該一般送配電事業者等からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

①お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などの作業用地の確保

②電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に当該一般送配電事業者等が実施する停電（お客さまの電気の使用の中止または制限）

③お客さまの承諾を得た上で当該一般送配電事業者等が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立入り

④お客さまの電気のご利用に伴い他の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設

⑤電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合にはその旨の通知



2026年11月改訂

# 東急でんき重要事項説明

## 6. お申込みに伴う不利益事項について

- 従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際どのような不利益を被るかは従前の小売電気事業者にご確認ください。

  ①過去電力使用量の照会不可

  ②解約に伴う違約金の発生（複数年契約等の場合）

  ③発行ポイントの失効

  ④継続利用割引に適用される継続利用期間の消滅

  ⑤従前の小売電気事業者にて新規お申込み受付けを終了している契約メニューへの再申込み不可

## 7. 供給電圧、周波数について

- 供給電圧は100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

## 8. 契約電流、契約容量、契約電力について

- 契約種別は、お申込み時に希望された契約種別を適用いたします。契約種別を選択されなかったときは、お申込者の使用設備状況に応じて、従量電灯B・従量電灯C・低圧電力のうち、適合するものを当社が決定いたします。
- 契約種別は、適用開始後1年経過するまで原則として変更はできません。
- 契約電流等については20A以上とさせていただきます。契約種別により契約電流等の最低値が異なりますため、お申込みいただく契約種別の単価表をご確認ください。なお、お客さまの使用設備状況によってはお申込みをお断りする場合があります。
- お客さまの使用実態によっては、契約電流等の見直しをお願いさせていただくことがあります。
- 需要区分が電力需要のご契約は、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

## 9. 使用電力量の計量について

- 電気使用量等の計測は当該一般送配電事業者等が設置した計量器により実施し、その計量値を受領後に料金を計算いたします。
- 料金の算定期間は、原則として前月の検針日（計量日）から当月の検針日（計量日）の前日までの期間になります。ただし、契約終了時や転居先での電気需給契約における契約開始月等、上記によらない場合があります。
- 電気使用量および請求金額は、お客さま専用Webサイト（マイページ）にてご確認いただけます。お客さま専用Webサイト（マイページ）の初期パスワードは、原則として供給開始日までにお知らせいたします。ただし、転居先での電気需給契約の場合等、供給開始日以降にお知らせすることがあります。

## 10. キャンペーンについて

- 紹介者コード等の割引特典をお持ちの方は、対象の割引を適用いたします。割引内容および適用条件等の詳細は、お渡しした当社割引チラシまたは以下の当社キャンペーン規約をご確認ください。

  https://www.tokyu-ps.co.jp/home/denkigas/contract/

## 11. 工事費等の負担について

- お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力、契約電流、契約容量を増加させる場合において、当社が託送約款等に基づいて当該一般送配電事業者等より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金を支払いいただきます。
- お客さまが契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定または増加された後に、電気需給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとされる場合で、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者等から料金および工事費の精算を求められる場合は、当社はその精算金をお客さまに支払いいただきます。

## 12. 電気料金のお支払いについて

- 電気料金のお支払いには、当社取扱いのクレジットカードまたは口座振替をご選択いただけます。なお、販売代理事業者を通じてお支払いをいただく場合には、その販売代理事業者の規定によります。
- クレジットカードでお支払いいただく場合、お客さまが指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- 口座振替でお支払いいただく場合、毎月27日に引落としいたします（金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に引落としいたします）。お申込みいただいてからお手続き完了までは2か月程度かかることがあります。お手続きが完了するまでの間等、当社指定の振込票でお支払いいただく場合があります。
- ご利用明細書等の郵送をご希望される場合は、原則として別に定める手数料（110円/月・税込）をご負担いただきます。ただし、その場合も料金算定式に市場連動料金を含むプランの料金計算の根拠となる30分ごとの使用電力量については、お客さま専用Webサイト（マイページ）にてご確認いただきます。
- お支払い方法の設定が完了せず当社指定の振込票の郵送を継続する場合等は、原則として別に定める手数料（330円/月・税込）をご負担いただきます。ただし、ご契約後の初月および翌月請求までは、手数料は請求いたしません。

- その他工事費負担金、お客さまが電気を不正に使用した際の違約金等、当該一般送配電事業者等から当社に請求される費用についても同様に、お客さまに請求いたします。

## 13. お客さま希望による契約変更または解約について

- 転居の場合は、電気の使用停止日が決まり次第、3営業日前までに解約のお申し出をいただくことで、電気需給契約を解約することができます。お問合せ先までご連絡ください。
- 契約の変更または解約をご希望されるお客さまは、以下に記載するお問合せ先までご連絡ください。
- 料金算定式に市場連動料金を含むプランから他プラン、もしくは他プランから料金算定式に市場連動料金を含むプランへ契約変更をご希望の場合は、お申込みを当社が受領し、必要な手続きが完了した後の最初の検針日（計量日）での変更といたします。

## 14. 当社が行う契約の解除について

- 当社は、次のいずれかに該当する場合には、電気需給契約を解除することができます。

①電気需給約款【低圧】によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合

②お客さまが、電気使用終了期日の通知をせず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかだと当社が判断した場合

③支払期日を40日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合

④その他、お客さまが電気需給約款【低圧】等の規定に違反した場合

## 15. 無契約状態となった場合の手続きについて

- お客さまがクーリング・オフを希望される場合や、当社より契約を解除された場合等には、無契約状態となり電気の供給が停止する恐れがあります。そのため、他の小売電気事業者に小売供給契約を申込む必要があります。

## 16. 電気料金等の改定について

- 当社は、電源の調達状況が変化した場合、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合、託送約款等の改定により料金改定が必要となる場合など、電気需給約款【低圧】等を改定することがあります。その場合、変更内容およびその適用開始日を当社Webサイトにおいて公表いたします。
- 上記に加え、料金算定式に市場連動料金を含むプランについては、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」といいます） 取引規程細則（以下、「JEPX細則」といいます）が改定された場合もしくは、JEPX細則に基づき公表される従量制手数料単価が変更となった場合および電気事業法や電力広域的運営推進機関定款の改定もしくは当社が負担する容量拠出金の変更等によっても電気需給約款【低圧】等を改定することがあり、この場合、変更についてはあらかじめ了承いただいたものといたします。

## 17. 個人情報の取扱いについて

- 当社は、お客さまの個人情報（お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を当社が独自で取得したものを含みます）を次に記載した目的で利用いたします。

1）東急でんき&ガスをはじめとする当社サービス（以下、「当社サービス」といいます）の受付・提供ならびに当社サービスのご案内およびご提案のため

2）当社サービスの開始・変更・終了のために必要な手続きを行うため

3）当社サービスの情報提供およびお問合せ対応等のサポートならびにサービス向上のため

4）当社サービスの料金その他の請求業務を行うため

5）エネルギー供給設備、消費機器等の修理・取替え・点検等の保安活動のため

6）懸賞、作品公募およびキャンペーン等の当選等のご本人への通知・発表ならびに景品・賞品・謝礼の提供その他の諸対応のため

7）契約履歴や取得した閲覧履歴等の情報を分析して、それに応じたお客さまにとって有用と思われる当社、東急グループ各社および提携先企業等の商品、サービス、優待、イベント・キャンペーン、セミナー等に関する情報、サービスのお知らせに利用するため

8）東急グループ各社および当社サービスの契約の締結を代理している事業者等の商品、サービス、キャンペーン等のご案内のために、当該事業者等にお客さまの個人情報を提供するため

9）お客さまに個別にご了解いただいた目的に利用するため

10）他人による成りすまし等の権利侵害からお客さま情報を守ることを目的とした本人確認に利用するため

11）その他当社の事業と密接に関連する目的に利用するため

- その他のお客さまの個人情報の取扱いに関する詳細は、当社Webサイト（https://www.tokyu-ps.co.jp/company/privacy-policy/）をご覧ください。

# 東急でんき重要事項説明

## 18. 料金表、電気料金の計算方法について

- 電気料金は、電気需給約款【低圧】・料金定義書に基づいて計算されます。
- 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、経済産業大臣が定める「再生可能エネルギー発電促進賦課金単価」に使用電力量を乗じて算定いたします。
- 電源構成および非化石証書の使用状況については、それらの計画値および実績値を、当社Webサイトにて公表することにより、お客さまにお知らせいたします。

- 以下契約種別の電気料金は、基本料金、電力量料金（燃料費等調整額を加減します）、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額としています。
- 当社は火力発電等による電気に再エネ指定の非化石証書を使用することにより、お客さまが使用される電気のすべてを、実質的に再生可能エネルギー100％の電気として供給いたします。

| 契約種別 | 区分 | | 単位 | 料金単価（円）<br>（消費税等相当額を含む） |
|---|---|---|---|---|
| 従量電灯B | 基本料金 | 20A | 1契約 | 730円96銭 |
| | | 30A | 1契約 | 1,096円44銭 |
| | | 40A | 1契約 | 1,461円92銭 |
| | | 50A | 1契約 | 1,827円40銭 |
| | | 60A | 1契約 | 2,192円88銭 |
| | 電力量料金 | 最初の120kWhまで | 1kWh | 31円39銭 |
| | | 120kWhをこえ300kWhまで | 1kWh | 31円89銭 |
| | | 300kWhをこえる分 | 1kWh | 36円14銭 |
| 従量電灯C | 基本料金 | 契約容量1kVAにつき | 1kVA | 365円48銭 |
| | 電力量料金 | 120kWhまで | 1kWh | 31円39銭 |
| | | 120kWhをこえ300kWhまで | 1kWh | 31円89銭 |
| | | 300kWhをこえる分 | 1kWh | 36円14銭 |
| 低圧電力 | 基本料金 | 契約容量1kWにつき | 1kW | 1,213円95銭 |
| | 電力量料金 | 夏季 | 1kWh | 24円31銭 |
| | | その他季 | 1kWh | 22円73銭 |
| スマートナイトプラン | 基本料金 | 40A | 1契約 | 1,461円92銭 |
| | | 50A | 1契約 | 1,827円40銭 |
| | | 60A | 1契約 | 2,192円88銭 |
| | | 契約容量1kVAにつき | 1kVA | 365円48銭 |
| | 電力量料金 | 昼間時間 | 1kWh | 32円88銭 |
| | | 夜間時間 | 1kWh | 24円86銭 |
| EV応援プランB/C | 基本料金 | 40A | 1契約 | 1,461円92銭 |
| | | 50A | 1契約 | 1,827円40銭 |
| | | 60A | 1契約 | 2,192円88銭 |
| | | 契約容量1kVAにつき | 1kVA | 365円48銭 |
| | 電力量料金 | 昼間時間 120kWhまで | 1kWh | 31円39銭 |
| | | 昼間時間 120kWhをこえ300kWhまで | 1kWh | 31円89銭 |
| | | 昼間時間 300kWhをこえる分 | 1kWh | 36円14銭 |
| | | 夜間時間 | 1kWh | 25円29銭 |

※「夏季」とは毎年７月１日から９月30日までの期間をいい、「その他季」とは毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
※スマートナイトプランにおける「昼間時間」とは、毎日午前6時から翌日午前1時まで、「夜間時間」とは、午前1時から午前6時までの時間をいいます。
※EV応援プランにおける「昼間時間」とは、毎日午前5時から翌日午前1時まで、「夜間時間」とは、午前1時から午前5時までの時間をいいます。

# 東急でんき重要事項説明

＜計算方法＞

**基本料金** ＋ **電力量料金**（電力量料金単価 × 1か月のでんき使用量 ± 燃料費等調整額【燃料費等調整単価】［調整項A ＋ 調整項B］× 1か月のでんき使用量） ＋ **再生可能エネルギー発電促進賦課金**（再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 1か月のでんき使用量）

【燃料費等調整について】

燃料費等調整は、原油・液化天然ガス・石炭の燃料価格およびJEPXにおけるスポット市場価格の変動に応じて、自動的に電気料金を調整する仕組みであり、燃料費等調整単価に使用電力量を乗じて算定します。当社が行う燃料費等調整には上限ありません。

＜燃料費等調整単価の算定＞

燃料費等調整単価は次の算式によって算定された調整項Aと調整項Bの合計とします。

| | |
|---|---|
| 調整項　A | (平均燃料価格 － 19,800円)×基準単価 A/1,000 |
| 調整項　B | (平均市場価格 － 17円44銭)×基準単価 B |

＜平均燃料価格の算定＞

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定します。

・平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

※α,β,γは原油換算率に燃料種別ごとの熱量構成比を乗じた係数です。

＜平均市場価格の算定＞

平均市場価格は、JEPX が公表する東京エリアのスポット市場価格に基づき、次の算式によって算定します。

・平均市場価格＝D×δ１＋E×δ２

D＝全日（午前 0 時から翌日午前０時まで）のスポット市場価格の単純平均

E＝昼間（午前 8 時から午後 4 時まで）のスポット市場価格の単純平均

※δ１，δ２は当社が設定した全日と昼間の電力量構成比です。

# 東急でんき重要事項説明

＜調整項A・調整項Bの算定諸元＞
算定諸元の詳細は以下の通りです。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 調整項 A | 基準単価A | | 0.167円 |
| | 換算係数 | α（原油） | 0.0119 |
| | | β（液化天然ガス） | 0.3806 |
| | | γ（石炭） | 0.6543 |
| 調整項 B | 基準単価B | | 0.278円 |
| | 換算係数 | δ1（全日） | 0.6566 |
| | | δ2（昼間） | 0.3434 |

<EV応援プランの注意事項>

- EV応援プランB/Cのお申込みにあたっては、お申込者ご本人または同居家族が電気自動車（EV）またはプラグインハイブリッド車（PHV）を所有または使用されていることもしくはその見込みであることが主たる条件となります。この条件に当てはまらないお客さまは、お申込みいただけませんので、ご了承ください。
- EVやPHVを譲渡された場合など、本プランの条件を満たさなくなった場合には、速やかにご連絡ください。当社において、適切な契約種別に変更させていただきます。
- 上記の確認にご協力いただけない場合には、当社の従量電灯Bまたは従量電灯Cなど、適切な契約種別に変更させていただきます。
- スマートナイトプラン、EV応援プランは、時間帯別料金制のため、スマートメーターにより時間帯別使用量が計量できることが前提のプランです。30分ごとの使用電力量が取得できない場合は、当該期間に計量された使用電力を均等に配分して得られる値を30分ごとの使用電力量といたします。

# 東急でんき重要事項説明

- 以下契約種別の電気料金は、基本料金、電力量料金（燃料費調整額を加減します）、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額としています。
- スマートでんちプランは、火力発電等による電気に再エネ指定の非化石証書を使用することにより、お客さまが使用される電気のすべてを、実質的に再生可能エネルギー100％の電気として供給いたします。
- ハマでんちプランについては、当分の間、使用する再エネ指定の非化石証書をトラッキング付き非FIT非化石証書（再エネ指定あり）といたします。

| 契約種別 | 区分 | | 単位 | 料金単価（円）（消費税等相当額を含む） |
|---|---|---|---|---|
| スマートでんち/ハマでんちプラン | 基本料金 | 30A | 1契約 | 1,115円30銭 |
| | | 40A | 1契約 | 1,487円07銭 |
| | | 50A | 1契約 | 1,858円83銭 |
| | | 60A | 1契約 | 2,230円60銭 |
| | | 契約容量1kVAにつき | 1kVA | 371円76銭 |
| | 電力量料金 | | 1kWh | 29円70銭 |

＜計算方法＞

**基本料金** ＋ **電力量料金**（電力量料金単価 × 1か月のでんき使用量 ± 燃料費調整額【燃料費調整単価】× 1か月のでんき使用量） ＋ **再生可能エネルギー発電促進賦課金**（再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 1か月のでんき使用量）

【燃料費調整について】

燃料費調整は、原油・液化天然ガス・石炭の燃料価格の変動に応じて、自動的に電気料金を調整する仕組みであり、燃料費調整単価に使用電力量を乗じて算定します。当社が行う燃料費調整は、1キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合、平均燃料価格は129,200円を上限といたします。

＜燃料費調整単価の算定＞

燃料費調整単価は次の算式によって算定します。

| | |
|---|---|
| 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合（プラス調整） | 燃料費調整単価＝(平均燃料価格－86,100円)×基準燃料単価/1,000 |
| 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合（マイナス調整） | 燃料費調整単価＝(86,100円－平均燃料価格)×基準燃料単価/1,000 |

＜平均燃料価格＞

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定します。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

# 東急でんき重要事項説明

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
※α,β,γは原油換算率に燃料種別ごとの熱量構成比を乗じた係数です。

＜基準燃料単価＞

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | |
|---|---|
| 1キロワット時につき | 18銭3厘 |

＜平均燃料価格の算定諸元＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 平均燃料価格 | 換算係数 | α（原油） | 0.0048 |
| | | β（液化天然ガス） | 0.3827 |
| | | γ（石炭） | 0.6584 |

＜でんちプランの注意事項＞

- でんちプランのお申込みにあたっては、需要場所に申込者本人または生計を同一とする家族が居住しており、かつ、指定蓄電池設備が設置されていることの他、当社および提携先企業等が必要に応じて指定蓄電池設備の制御を行うこと、指定蓄電池設備を通じて収集した電力使用量等のデータを含む個人情報等について、当社が機器メーカー等から提供を受けること、指定蓄電池設備を通じて収集した電力使用量等のデータを含む個人情報等について、当社、東急グループ各社および提携先企業等が匿名加工情報として利用することに同意されていることが主たる条件となります。この条件に当てはまらないお客さまは、お申込みいただけませんので、ご了承ください。
- 当社が指定した蓄電池設備を撤去された場合など、でんちプランの条件を満たさなくなった場合には、速やかにご連絡ください。当社の従量電灯BまたはCなど、適切な契約種別に変更させていただきます。

# 東急でんき重要事項説明

- 以下契約種別の電気料金は、基本料金、電力量料金、容量拠出金相当料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額としています。
- 当社は火力発電等による電気に再エネ指定の非化石証書を使用することにより、お客さまが使用される電気のすべてを、実質的に再生可能エネルギー100%の電気として供給いたします。

| 契約種別 | 区分 | | 単位 | 料金単価(円)<br>(消費税等相当額を含む) |
|---|---|---|---|---|
| ライフフィットプランB | 基本料金 | 20A | 1契約 | 0円00銭 |
| | | 30A | 1契約 | 0円00銭 |
| | | 40A | 1契約 | 0円00銭 |
| | | 50A | 1契約 | 0円00銭 |
| | | 60A | 1契約 | 0円00銭 |
| | 電力量料金 | 市場連動料金 | 1kWh | 市場価格によって30分毎に変動 |
| | | 固定従量料金単価 | 1kWh | 15円80銭 |
| ライフフィットプランC | 基本料金 | 契約容量1kVAにつき | 1kVA | 231円72銭 |
| | 電力量料金 | 市場連動料金 | 1kWh | 市場価格によって30分毎に変動 |
| | | 固定従量料金単価 | 1kWh | 12円47銭 |
| ライフフィットプラン低圧電力 | 基本料金 | 契約電力1kWにつき | 1kW | 877円92銭 |
| | 電力量料金 | 市場連動料金 | 1kWh | 市場価格によって30分毎に変動 |
| | | 固定従量料金単価 | 1kWh | 10円04銭 |

＜計算方法＞

基本料金 ＋ 電力量料金（市場連動料金 ＋ 固定従量料金単価 × でんき使用量） ＋ 容量拠出金相当料金単価 × でんき使用量 ＋ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × でんき使用量

【電力量料金について】

電力量料金は、市場連動料金および固定従量料金の合計額としており、このうち市場連動料金はJEPXにおける30分ごとのスポット市場価格（エリアプライス）に応じて変動するため、電気料金が高騰するリスクがあります。なお、東京エリアのスポット市場価格（エリアプライス）が55円（税抜）を上回る場合は、55円（税抜）を上限といたします。

＜市場連動料金の算定＞

市場連動料金は、お客さまの30分ごとの電力使用量に、その30分ごとのJEPXのスポット市場価格と市場取引手数料相当単価の合計を損失率で修正した値を乗じ、さらに消費税相当分を加えた金額の合計です。次の算式によって算定します。

市場連動料金＝お客さまの30分ごとの電力使用量
×｛(その30分ごとの東京エリア市場価格 ÷（1－東京エリア損失率))
＋(市場取引手数料相当単価 ÷（1－東京エリア損失率))｝
× 消費税率

# 東急でんき重要事項説明

＜市場取引手数料相当単価＞

市場取引手数料相当単価は、JEPX がJEPX細則に基づき公表する翌日取引における売買手数料のうち定額制でない単価に相当する値とし、下記の通りといたします。

| | |
|---|---|
| 市場取引手数料相当単価（税抜） | 3銭 |

＜東京エリア損失率＞

東京電力パワーグリッド株式会社の託送供給等約款に定める損失率のうち、低圧で供給する場合の値をいい、下記の通りといたします。

| | |
|---|---|
| 東京エリア損失率 | 6.9% |

＜固定従量料金単価＞

固定従量料金単価は、託送相当料金単価とサービス料金単価の合計です。託送料金相当単価およびサービス料金単価は下記の通りといたします。なお、前提となる託送料金が変動した場合には単価を改定することがあります。

| 契約種別 | 託送料金相当単価 | サービス料金単価 |
|---|---|---|
| ライフフィットプランB | 10円30銭 | 5円50銭 |
| ライフフィットプランC | 6円97銭 | 5円50銭 |
| ライフフィットプラン低圧電力 | 4円54銭 | 5円50銭 |

【容量拠出金相当料金単価について】

容量拠出金相当料金単価は、当社が負担する電力広域的運営推進機関定款に定められた容量市場における供給力の確保に係る拠出金の額を基に、当社が算出した単価（1kWhあたり）をいいます。本単価は、当社が負担する容量拠出金の額の変更等（原則として毎年4月1日）に応じ、改定されることがあります。適用される最新の容量拠出金相当料金単価については、当社Webサイト（https://faq.tokyu-ps.jp/fa/home_faq/web/knowledge1092.html）にて公表いたします。

＜ライフフィットプランの注意事項＞

・ライフフィットプランは、お客さまの30分ごとの電力使用量で電気料金を算定する完全市場連動型メニューのため、スマートメーターによる計量ができることが前提のプランです。30分ごとの使用電力量が取得できない場合は、お申込みいただけません。

・ライフフィットプランの料金計算の根拠となる30分ごとの使用電力量については、お客さま専用Webサイト（マイページ）にてご確認いただきます。

# 東急でんき重要事項説明

## 19. お問合せ先

申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き、追加情報提供受付等、ご不明な点は、当社へお問合せください。

| 区　分 | 事業者名 | お問合せ先 | 受付時間 |
|---|---|---|---|
| 小売電気事業者<br>（役務提供者） | 株式会社東急パワーサプライ<br>（小売電気事業者登録番号A0069）<br>東京都世田谷区用賀4-10-1<br>世田谷ビジネススクエアタワー<br>代表取締役　御代　一秀 | 一般電話・携帯から<br><br>東急パワーサプライ<br>お客さまセンター<br>0120-109-708 | 9:30～18:30<br>（年中無休） |
| 販売代理事業者 | イッツ・コミュニケーションズ株式会社 | 0120-109199 | 9:30～18:00 |
| | 横浜ケーブルビジョン株式会社 | 0120-595-775 | 9:00～17:00 |
| | 株式会社伊豆急ケーブルネットワーク | 0120-730-129 | 9:30～17:30 |
| | 株式会社ケーブルテレビ品川 | 0120-559-470 | 9:30～18:00 |
| | 入間ケーブルテレビ株式会社 | 一般電話から　0120-055-037<br>携帯電話から　04-2965-0550 | 9:00～18:00 |
| | 東松山ケーブルテレビ株式会社 | 一般電話から　0120-836-010<br>携帯電話から　0493-27-8200 | 9:00～18:00 |
| | ゆずの里ケーブルテレビ株式会社 | 049-276-6300 | 9:00～18:00 |
| | YOUテレビ株式会社 | 0120-317-230 | 10:00～17:00 |
| | 株式会社広域高速ネット二九六 | 0120-533-296 | 9:00～18:00 |

なお、電気需給契約を販売代理事業者においてご契約いただいたお客さまは、その販売代理事業者にお問合せください。

### ■クーリング・オフに関するご案内

1. お客さまが、訪問販売・電話勧誘販売でご契約された場合、本書面受領日から起算して８日を経過する日までの間は、書面または当社ホームページお問合せフォームにより無条件で契約を解除すること（「クーリング・オフ」といいます。）ができます。
2. １に記載した事項に係わらず、当社が特定商取引法の規定に違反してクーリング・オフを妨げるため、不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによって１の期間を経過するまでにクーリング・オフを行わなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を当社より受領した日から起算して８日間を経過するまでは、書面または当社ホームページお問合せフォームによりクーリング・オフを行うことができます。
3. クーリング・オフは、お客さまがクーリング・オフに係る書面を発したとき、または当社ホームページお問合せフォームにより通知を送信したときにその効力を生じます。
4. クーリング・オフがあった場合において、当社は、クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払をお客さまに請求することはありません。
5. クーリング・オフがあった場合において、既に当該契約に基づき電気の供給がされたときは、当社はその料金その他の金銭の支払を請求することはありません。
6. クーリング・オフがあった場合において、既に料金等がお客さまより支払われているときは、当社は速やかにその全額を返還します。
7. クーリング・オフがあった場合において、当該契約に伴いお客さまの建物その他の工作物等の現状が変更されたときは、お客さまは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講じることを請求することができます。

【注意事項】
当社への切り替え後（供給開始予定日後）にクーリング・オフをされますと、電気が使えなくなりますので、別の会社と新たな電気の契約を締結してください。

### ■販売代理店規約

お申込み時、加入済みの販売代理店を選択した方は、該当する販売代理店の規約をご確認ください。

- イッツ・コミュニケーションズ株式会社「東急でんき＆ガス規約」
  https://www.itscom.co.jp/info/covenant/gjslkq0000003us8-att/energy_denki_and_gas.pdf
- 株式会社ケーブルテレビ品川「東急でんき＆ガス規約」
  https://www.cts.ne.jp/shared/pdf/the_provisions/energy2.pdf
- YOUテレビ株式会社「東急でんき＆ガス規約 」
  https://www.netyou.jp/Portals/0/resources/document/other/202310_tokyu_denki_gas.pdf
- 横浜ケーブルビジョン株式会社「東急でんき＆ガス規約 」
  https://www.catv-yokohama.ne.jp/media/electricitygas_tokyu_201809.pdf